

日本：金融分野におけるデータポータビリティ

金融分野におけるデータポータビリティの実態



可能性と課題

- 1 日々の消費行動: 口座管理サービス、電子送金サービスや電子レシート等による合理的な資産運用の実現
- 1 データの2次利用: マーケティング、プロモーション、サービス開発等への2次利用による新たな金融サービス創出
- ・銀行法改正によりAPI開放や中間的事業者(電子決済等代行業者)が法制化するなど、開示の取組が進展しつつある。

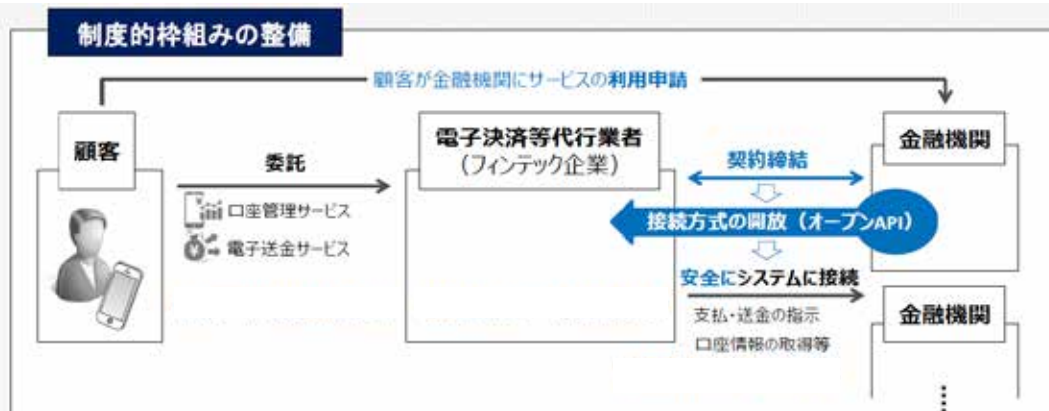
APIに関する取組例

金融

I 日本における銀行APIの開放

2017年改正「銀行法」

- 銀行に対して、**オープンAPI**(Application Programming Interface)の**体制整備**に努める義務
- 銀行APIを用いて決済指図伝達 / 口座情報サービスを営む事業者を**電子決済等代行業者**と位置付け、登録制や情報の適切管理義務等を導入



モビリティ

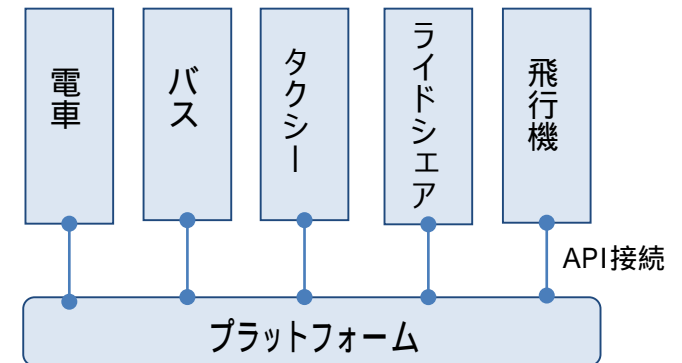
I フィンランドにおけるMaaSの取組

MaaS : Mobility as a Service

「輸送サービスに関する法律」

(Act on Transport Services)

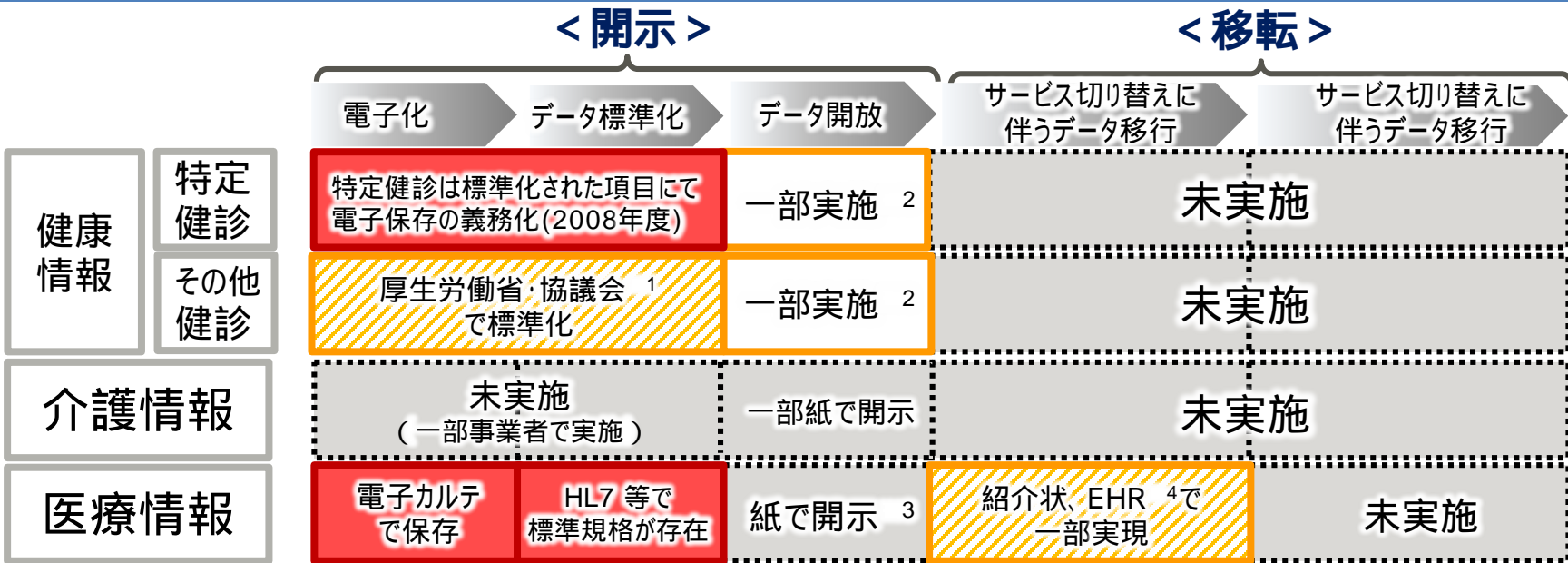
- 電車、バス、タクシー、ライドシェア、飛行機等の旅客運送サービスプロバイダに対し、**データ・システムの相互運用性確保 (重要データの開示) を義務づけ**
- 対象データは、経路データ、時刻表、予約システム、支払い手段等



PFベンチャー「Whim」が定額料金による交通サービスを開始

日本：医療分野におけるデータポータビリティ

医療分野におけるデータポータビリティの実態



- 1 日本医学健康管理評価協議会で標準化
- 2 スマートフォンのカメラで紙の健診結果を読み取り、スマートフォンに取り込むサービスが提供されている
- 3 診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省）
- 4 日本全国で約250の地域医療連携ネットワーク（EHR）が存在（「医療・介護・健康×ICT」の推進について/平成29年10月/総務省）

可能性と課題

- | **医療連携**: 電子データによる「紹介状」の送信
- | **他職種間連携**: 病院、診療所、居宅介護支援事業者等が患者情報（医療スケジュール、バイタルデータ、診療結果、介護記録等）を共有
- | **地域共生社会**: オーダーメイドによる包括ケアサービス等

データポータビリティに関する検討会 主な論点

横断的アプローチ

- 1 データポータビリティ権が自己実現のための情報コントロール権であるとした場合、個人由来のデータに基づく利益は個人に還元するという観点から、あらゆる個人由来のデータに対し個人のコントロール権を認めるべきかどうか
ポータビリティによるデータ流通が、事業者による公正競争やデータ利活用、イノベーション創出に繋がるという観点での検討が有効かどうか
- 1 個人による情報コントロールという観点での検討においては、ポータビリティ権と削除権はセットの権利として議論すべきか
開示・移転・削除権等の個別議論ではなく、「個人のコントロールをどこまで認めるか」という観点での検討が必要ではないか
- 1 API化等によるデータ開放、エコシステム形成、ビジネス拡大を各分野で規制的なアプローチで推進するのか、事業者主体での検討を促し規制は必要最小限とするのか、いずれの検討が有効か
- 1 特権と義務の共同規制型として、データポータビリティ制度と中間業者認定制度の組合せは有効か
データ保有件数を要件化する等、小規模事業者に配慮したGDPR類似の直接規制型の制度が有効か

分野別アプローチ

金融)

- 1 中間業者とデータ保有事業者間のAPI 接続におけるコスト(改修コスト、接続コスト等)の問題が、API化の趣旨であるデータ流通促進の阻害となるのかどうか
- 1 中間事業者から他事業者へのデータ移転(第三者提供)において、どのような弊害があるのか
- 1 個人起点のデータ流通の仕組みを検討するにあたっては、データ保有事業者がデータ収集において負担した投資コストをどのように回収できるかという観点も必要かどうか

データポータビリティに関する検討会 主な論点

分野別アプローチ（続き）

医療）

- データポータビリティの実現にあたっては、まずは、健診、医療、介護それぞれのデータを電子化促進することが有効かどうか
電子化自体はそれほど難しくなく、むしろ対応は進んでいるのではないか
移転に柔軟に対応できない形式・方法でデータが収集、管理されている等、電子化以外に課題があるのかどうか
データポータビリティを実現しないインセンティブが存在するのかどうか
米国の例に倣って、国主導でのインセンティブとディスインセンティブを組み合わせたデータポータビリティ対応を促す仕組みが有効かどうか

中間業者の機能

- キャッシュレス決済やPHR、HER等の普及に伴い膨大な消費データが生成され、個人によるデータの活用における中間業者の役割が増大し、社会インフラ化した場合、安全性、信頼性、機能性等の観点で中間業者にどのような機能が求められるのか。たとえば、以下のような観点は必要かどうか。

中間業者に求められる機能

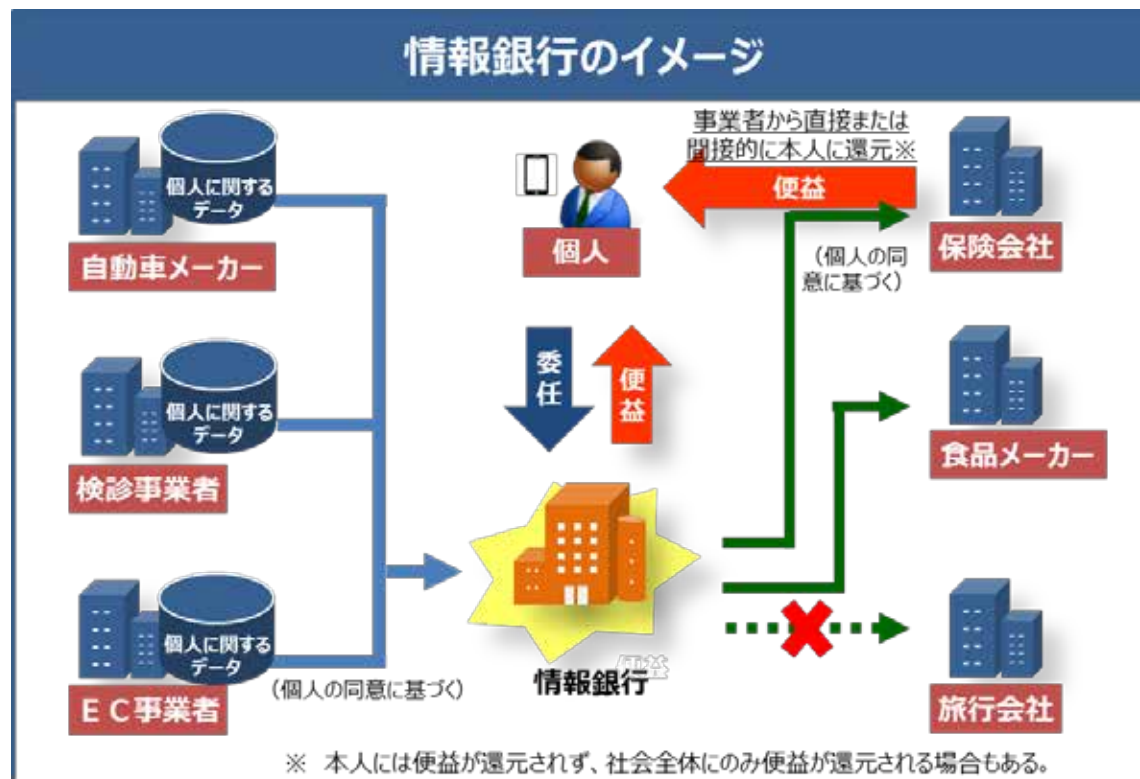
セキュリティ トレーサビリティ 開示コントロール ポータビリティ等

消費者および事業者のメリット

- 個人起点のデータ流通を促進するにあたって、個人にメリットを示すことが有効ではないか。データを上手く活用することによって得られる便益を具体的なサービス事例等で示す場合、どのような方法が効果的か。
- 個人によるデータ活用を促すには、まず、個人が自分のデータの流れを把握しコントロールできることが重要ではないか。中間業者にはどのような役割が期待されるのか。
- 多くの事業者は、個人から提供されたデータであっても、競争力の源泉となるデータを返したくない傾向が強いのではないかと。海外の先行事例等も用いて、事業者のメリットを分野毎に具体的に示すことが重要ではないか。

「情報銀行」の認定に係る指針 ver1.0 (案) の公表

- n 個人情報保護法では、匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにしたもの）は個人情報にあたらなため自由に流通可能だが、個人情報は個人によるコントロールに基づき利用されるものとされている。
- n 個人情報について、本人のコントロール性を高め、適切な流通と活用を促進するため、**本人が同意した範囲において、個人情報の第三者提供等を信頼できる主体（情報銀行）に委任する仕組みが有効。**
- n この「情報銀行」について民間の団体等による任意の認定の仕組みを有効に機能させるため、**総務省・経産省合同の検討会**で、認定基準、モデル約款の記載事項、認定スキームから構成される**指針案**をとりまとめ。
(昨年11/7～4/24まで計6回開催、～5/31パブコメ実施。6/19公表。)



「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめの概要」
(内閣官房IT総合戦略室)を
もとに総務省で作成

(参考) 指針(案)のポイント

1. 基本的な考え方

- 「認定基準」は一定の水準を満たす事業者を認定する仕組みのためのものであり、当該認定によって**消費者が安心してサービスを利用するための判断基準**を示すもの。
- **消費者個人を起点としたデータの流通、消費者からの信頼性確保**に主眼を置く。

2. 認定基準の例

(1) 利用者がコントロールできる機能

操作が容易なユーザインターフェイス(UI)の提供により、以下の機能を実現

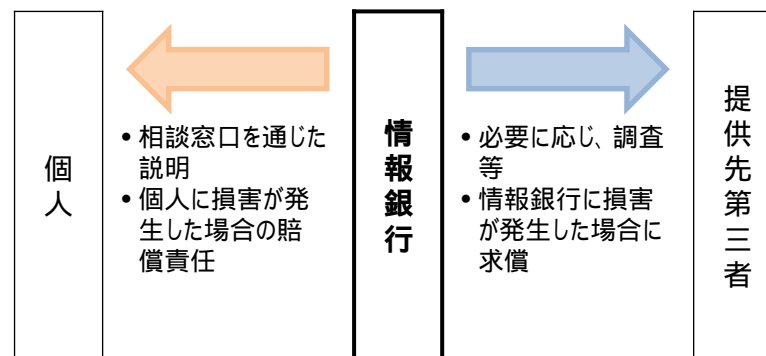
- 提供先・利用目的・データ項目の選択肢を用意
- 第三者提供の履歴の閲覧(トレーサビリティ)
- 第三者提供の停止(同意の撤回)
- 保有個人データの開示の請求(個人情報保護法第28条に基づく請求)

(2) データ倫理審査会(仮称)

- 各社に、社外委員を含め様々な観点から、**データ利用に関してチェックする体制**を整備
- 事業部門から定期的に報告、審査会は必要に応じて事業部門に調査・報告を求める

(3) 損害賠償責任

- 消費者契約法など法令を遵守した適切な対応をとる
- 情報銀行は、個人との間で苦情相談窓口を設置し、**一義的な説明責任を負う**
- 提供先第三者に帰責事由があり個人に損害が発生した場合も含め、**情報銀行が個人に対し損害賠償責任を負う**



デジタル・プラットフォームを巡る取引環境整備に関する検討会 中間論点整理（案）の概要

11月5日公表

経済産業省 / 公正取引委員会 / 総務省

- 『未来投資戦略2018』において、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備のために、「本年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める」旨を策定。
- これを受け、競争政策、情報政策、消費者政策などの知見を有する学識経験者等からなる検討会が、デジタル・プラットフォームを取り巻く課題や対応について検討。その内容を整理して中間論点整理（案）を公表。
- 本中間論点整理（案）について、今後事業者ヒアリング及びパブリック・コメントを実施し、引き続き経済産業省、公正取引委員会、総務省等の関係省庁において、基本原則の策定及び具体的措置の実施を早急に進める。

【主な論点】

1．デジタル・プラットフォームの意義・特性

デジタル・プラットフォームは、利用者である事業者（中小企業等）や消費者に様々なメリットをもたらす一方、ネットワーク効果等により、一部のデジタル・プラットフォームが寡占化・独占化する傾向がみられる。

2．デジタル・プラットフォームに対する法的評価の視点

巨大デジタル・プラットフォームに対する世界的な規制の動向を踏まえ、取引環境整備の在り方について検討する必要があるのではないか。

3．イノベーションの担い手として負うべき責任の設計（業法の在り方等）

プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の業法について、業法の見直しの要否を個別に検討していくことが必要ではないか。

4．公正性確保のための透明性の実現

取引慣行について透明性・公正性を実現するため、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握に加え、継続的な調査・分析を行う専門組織等の創設や、透明性・公正性確保の観点からの規律の導入を検討してはどうか。

5．公正かつ自由な競争の再定義

競争法の重要性の高まりを踏まえ、デジタル市場における公正かつ自由な競争の在り方（多面市場におけるネットワーク効果の評価、潜在的な競争相手の芽を摘むような形の企業結合等）について検討する必要があるのではないか。

6．データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放といったデータの移転・開放ルールの要否・その内容を検討していくべきではないか。

7．国際の観点

デジタル・プラットフォームを巡るルールの国際的なハーモナイゼーション、域外適用の在り方や実効的な執行の在り方について検討していくべきではないか。

中間論点整理案本文（「6 . データの移転・開放ルール」の検討」抜粋）

世界的に、データポータビリティやAPI開放といったデータの移転・開放ルールの構築が進んでいる。

- EUのGDPRは、パーソナル・データに関し、個人の一般的権利としてデータポータビリティ権を認めたが、これは個人にとって自らのデータをコントロールするという基本的権利を強化するものであるとともに、新興企業や中小企業にとっては、デジタル・ジャイアンツに支配された市場への参入障壁が低くなり、より多くの消費者を得ることが可能となるものとしても位置付けられている。また、欧州委員会は、2017年9月に「非パーソナル・データの自由な流通の枠組みに関する規則(案)」を公表し、非パーソナル・データのデータポータビリティに関する自主的行動規範の策定を促進することとしている。

- 米国では、My Data Initiativeのもとで、分野別(医療、電力、金融等)に、個人が自らのパーソナル・データに電子的にアクセスして再利用するための仕組みが構築されている。

- 英国でも、もともとmidata プロジェクトの下で、エネルギー、金融、モバイル、クレジットという特定分野を対象として、個人がパーソナル・データを電子的に取得できる仕組みの構築が進んでいた。

- 我が国でも、改正銀行法等に基づき、金融分野においてFintech事業者に対する銀行のAPI開放が進んでいるほか、電力分野ではスマートメーターのデータ標準化や消費者への開示が進むなど、分野別に取組が行われている。

- こうした事業者に対するデータの開放は、接続事業者によるイノベーションを加速させ、新たなサービスの開発に資するものである。

こうしたデータポータビリティやAPI開放といったデータの移転・開放ルールの在り方は、データ駆動型社会における消費者政策のみならず、競争政策や競争基盤の整備としても一定の意義を持つことから、ルールの要否・その内容を検討していくべきではないか。

- 前提として、欧州で認められている情報の自己コントロール権のように、個人のデータの管理やアクセスに係る権利を認めることの意義について、検討してはどうか。

- データを集中的に蓄積し、かつ、社会経済に不可欠な基盤を提供するようなデジタル・プラットフォーマーや、相互運用性が高い分野については、イノベーションが絶えず生じる競争環境を整備する観点が必要ではないか。